

業務名 交通局本局庁舎放送設備交換業務

積算内訳書

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を見積り算定の参考として提示するもので、契約上、これを拘束するものではありません。

札幌市交通局高速電車部施設課

業 務 内 容 説 明 書

1	業 務 名 称	交通局本局庁舎放送設備交換業務		
2	業 務 場 所	交通局本局庁舎 札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1		
3	委 託 費 総 額	金		円也
4	委 託 費 内 訳	積 算 額	金	円也
		支給材料費	金	— 円也
		消費税等相当額	金	円也
5	履 行 期 間	契約書に示す着手の日から令和4年3月29日まで		
6	業 務 概 要	交通局本局庁舎の放送設備は、消防法に基づく非常用放送設備を兼ねている防災上重要な機器であるが、装置の経年劣化が進行していることから交換等を行う。		
7	備 考			

交通局本局庁舎放送設備交換業務

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
機器費						
非常放送用ユニット		台	1			
増設用操作ユニット	20局用	台	1			
出力制御ユニット	20局用	台	1			
ミキサーユニット		台	1			
ラジオチューナーユニット		台	1			
コールサインユニット		台	1			
プログラムミュージックレコーダー	プログラムタイマー機能内蔵	台	1			注)
電力増幅ユニット	360W	台	2			
非常電源ユニット		台	2			
ニッカド電池		台	3			
電源制御ユニット		台	1			
化粧(ブランク等)パネル		式	1			
リモコンマイク(卓上)	20局対応	式	1			
SDカード		枚	1			
雑材・消耗品		式	1			
労務費						
機器取付費	配線接続含む	式	1			
機器撤去費		式	1			
試験調整費	機器設定を含む	式	1			
消防検査立会費		式	1			
発生材処分費		式	1			
諸経費	法定福利費を除く	式	1			
法定福利費		式	1			
小計						
再計						
消費税等		10%				
合計						

注) プログラムミュージックレコーダーとプログラムタイマーを別機器としても良い

令和 3 年 度

業 務 委 託 仕 様 書

業務名称 交通局本局庁舎放送設備交換業務

札幌市交通局 高速電車部 施設課

1 業務名

交通局本局庁舎放送設備交換業務

2 概要

本業務は、札幌市交通局本局庁舎に設置の放送設備（非常放送設備兼用）機器の交換を行うものである。

3 関連法令等

本業務の実施にあたっては本仕様書によるほか、次に記載する関係法令等に適合すること。

- (1) 消防法
- (2) 電気事業法
- (3) その他関連法規

4 履行期間

契約書に示す着手の日から令和4年3月29日まで

5 対象機器

別紙、放送設備機器表の業務内容欄に「交換」と記載された機器を交換する。

なお、交換後の機器については既設機器と同等以上のものとし、放送設備として現状の機能を有するものとする。

6 業務内容

- (1) 消防法に定める手続き等を行うこと
- (2) 対象機器の交換を行うこと
- (3) 放送用音源の移行を行うこと
- (4) プログラムタイマーの設定を行うこと
- (5) 交換作業後に試験調整を行うこと（各系統2台程度のスピーカーの鳴動確認を含む）
- (6) 撤去品を処分し、マニフェストを提出すること

7 作業条件等

作業は原則として、土・日・祝日の9：00～17：00までとする。

8 提出書類

提出書類	部数	提出期限・備考
1) 業務着手届 イ) 業務責任者等指定通知書（経歴書含む） ロ) 業務日程表	2部	着手と同時
2) 納入仕様書	2部	決定次第速やかに
3) 作業計画書 イ) 作業内容、作業手順 ロ) 作業工程表	2部	作業実施2週間前
4) 業務完了報告書	2部	業務完了時
5) 業務完了届	2部	業務完了時
6) 完成図書 イ) 諸官庁届け出書類、検査済証 ロ) 取り扱い説明書等 ハ) 試験成績書 ニ) 作業写真	2部 2部 1部 1部	業務完了時

9 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

(1) 受託者は作業従事者へ委託者の「環境方針」（別添）を周知し、委託者の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。

(2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

10 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

業務の実施にあたって、受託者は法令違反または不適切行為を防止するため、法令および作業ルール等の遵守を徹底すること。

1 1 異常時等の報告

業務の履行中に、施設内で、通常とは異なる事象（異音、異臭等）及び不審者、不審物に気が付いた場合は、速やかに委託者に報告すること。

1 2 その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項については、委託者と協議すること。
- (2) 仕様書について、不明な点は契約前に文書等にて委託者へ確認の上、遺漏のないように業務を遂行すること。
- (3) 業務中に事故が発生した場合については、直ちに委託者に報告し、受託者の負担において処理すること。
- (4) 業務の遂行においては、健康に留意し必ず複数人で作業すること。
また、労働安全衛生法等を遵守すること。
- (5) 新型コロナウイルスの蔓延防止に特段の注意を払い、不必要な会話は慎むこと、また感染の恐れのある者は本業務に従事させないこと。
- (6) 庁舎内及びその敷地は、禁煙とする。

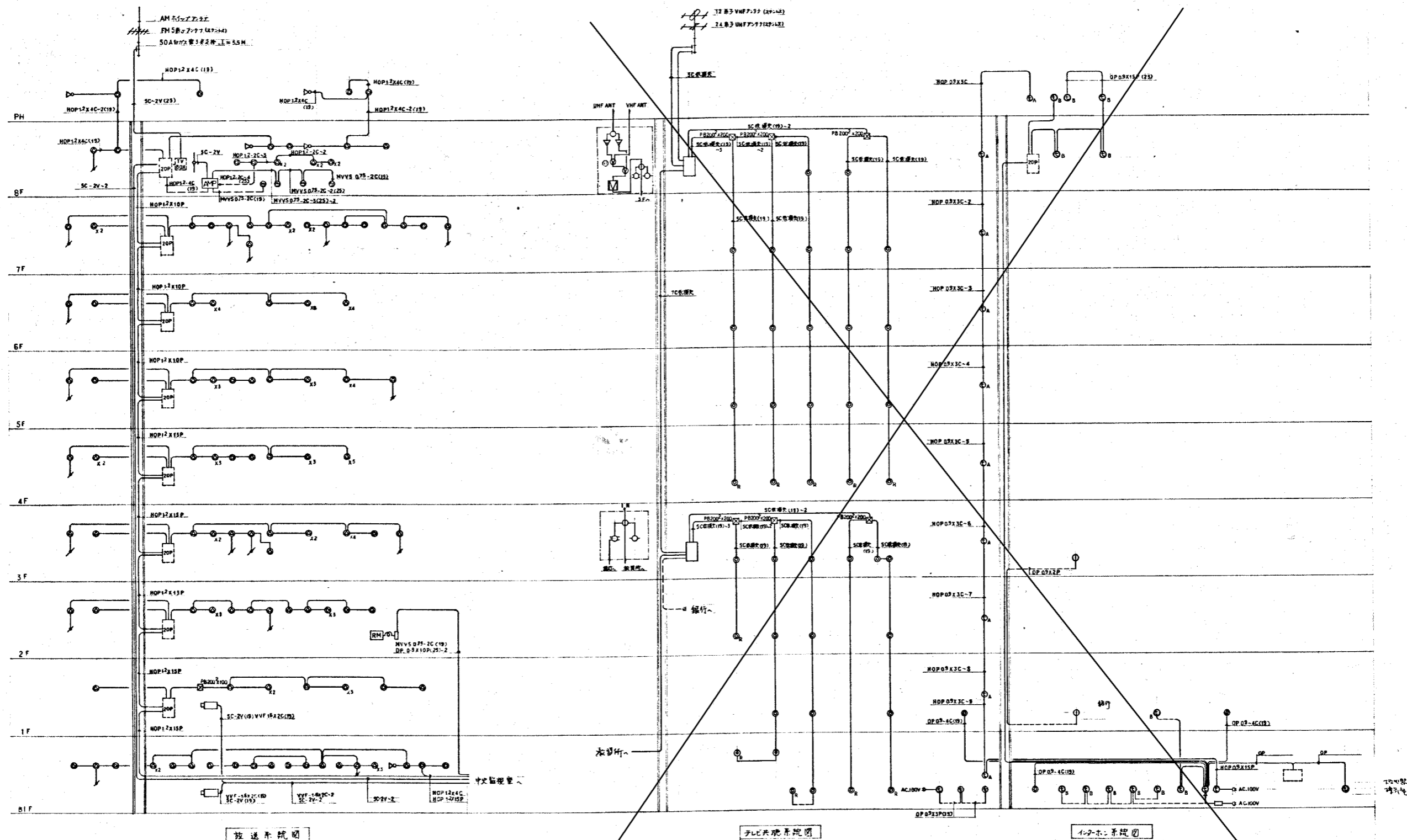
放送設備機器表

名 称	既設型番	既設製造者	数量	業務内容
ラック	WL-6650	ナショナル	2	既設再利用
10局非常操作ユニット	WK-460	〃	1	交換
10局増設用非常操作ユニット	WK-480	〃	1	交換
ミキサーユニット	WU-M50	〃	1	交換
AM/FMラジオチューナーユニット	WU-T09	〃	1	交換
360W電力増幅器	WU-P25	〃	2	交換
非常電源ユニット	WP-960	〃	2	交換
電源制御ユニット	WU-L41	〃	1	交換
端子盤ユニット	WU-Q50	〃	2	交換
放送モード選択ユニット	WK-400	〃	2	交換
デジタルICプレーヤー	WZ-DP100	〃	1	交換
プログラムコントローラー	WZ-610	〃	1	交換
一般放送遠隔操作器20局用		〃	1	交換
壁掛スピーカ	WS-1605	〃		既設のまま
天井スピーカ	WS-4950	〃		既設のまま

非常放送設備 WL-6500シリーズ	
ブランク	親時計 (本業務範囲外)
Power Amplifier WU-P25	
Power Amplifier WU-P25	ブランク
Main Control WK-460	
Additional Control WK-480	
Mixer WU-M50	ブランク
ブランク	Speaker Mode WK-400
	Speaker Mode WK-400
ブランク	Program Controller WZ-610
	Digital IC Player WZ-DP100
DC-Source WP-960	ブランク
DC-Source WP-960	
Power Control WU-L41	
Terminal Board WU-Q50	
Terminal Board WU-Q50	

ラックは再利用とし、機器の入れ替え後の空きスペースはブランクパネル等を設置すること。

既設ラック 表面実装図


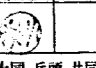


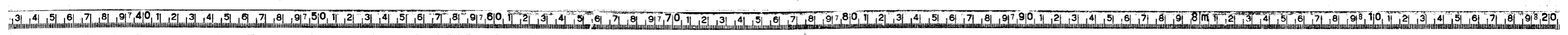
既設再利用

放送系統図
 既設設備は HOP12x4C(19) とする

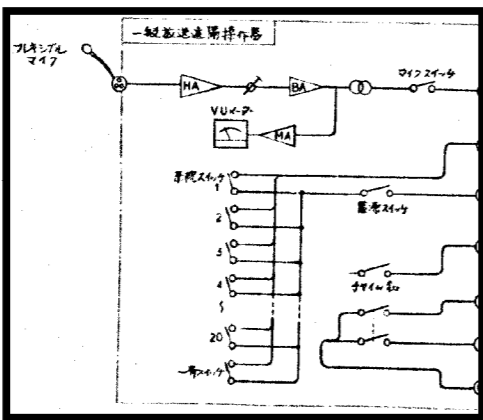
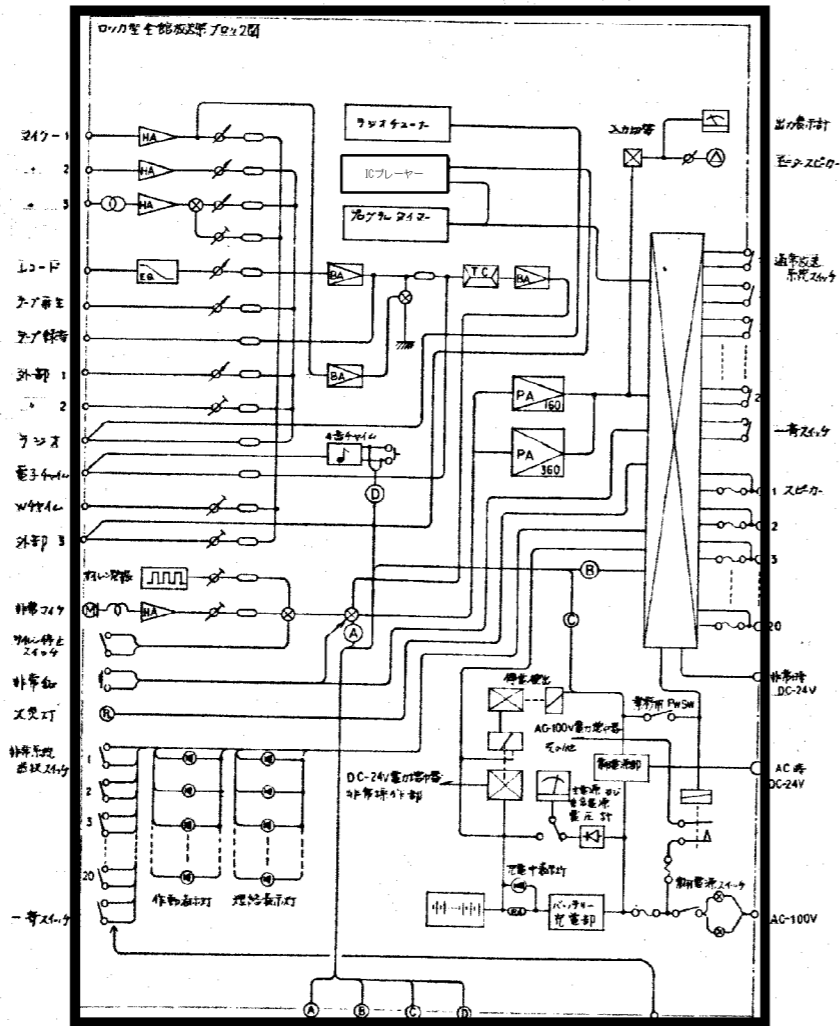
テレビ放送系統図
 既設設備は SC受信機(19) とする

インターネット系統図
 既設設備は OP09X15P(19) とする

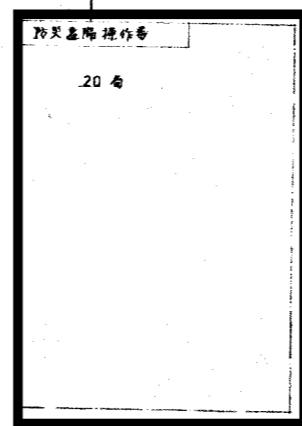
工事番号	56東施第 号
工事名	札幌市交通局舎電気設備工事
図面名称	配電系統図 (1)
図面番号	83巻中の60
製 図	昭和57年10月 日 縮尺 ー
主任技師	長崎代理人 作 図 作 図 作 図
 	
弘電 千歳 大同 兵頭 共同企業体 (R)551-2221	



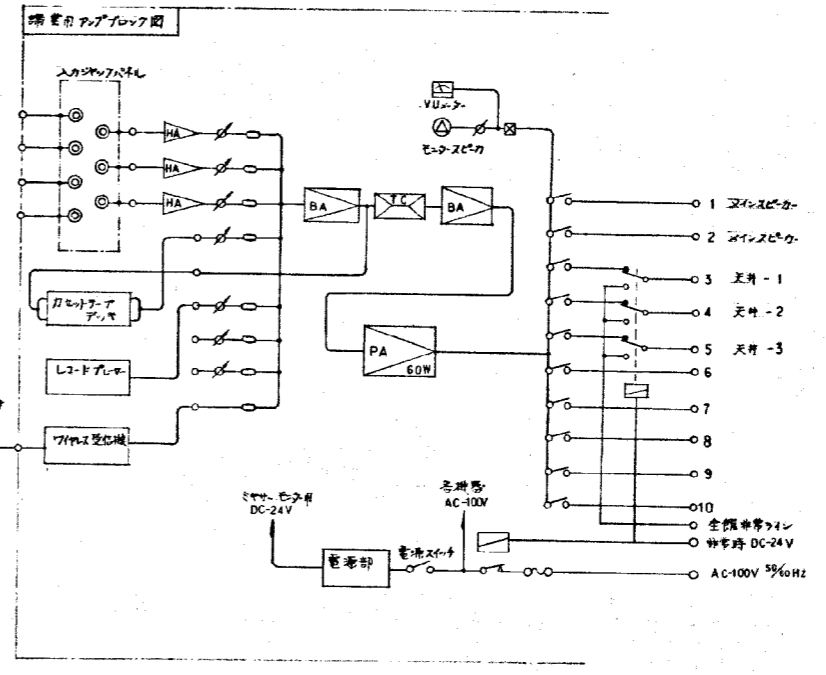
交換範囲



交換範囲



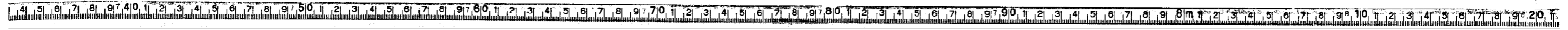
交換範囲



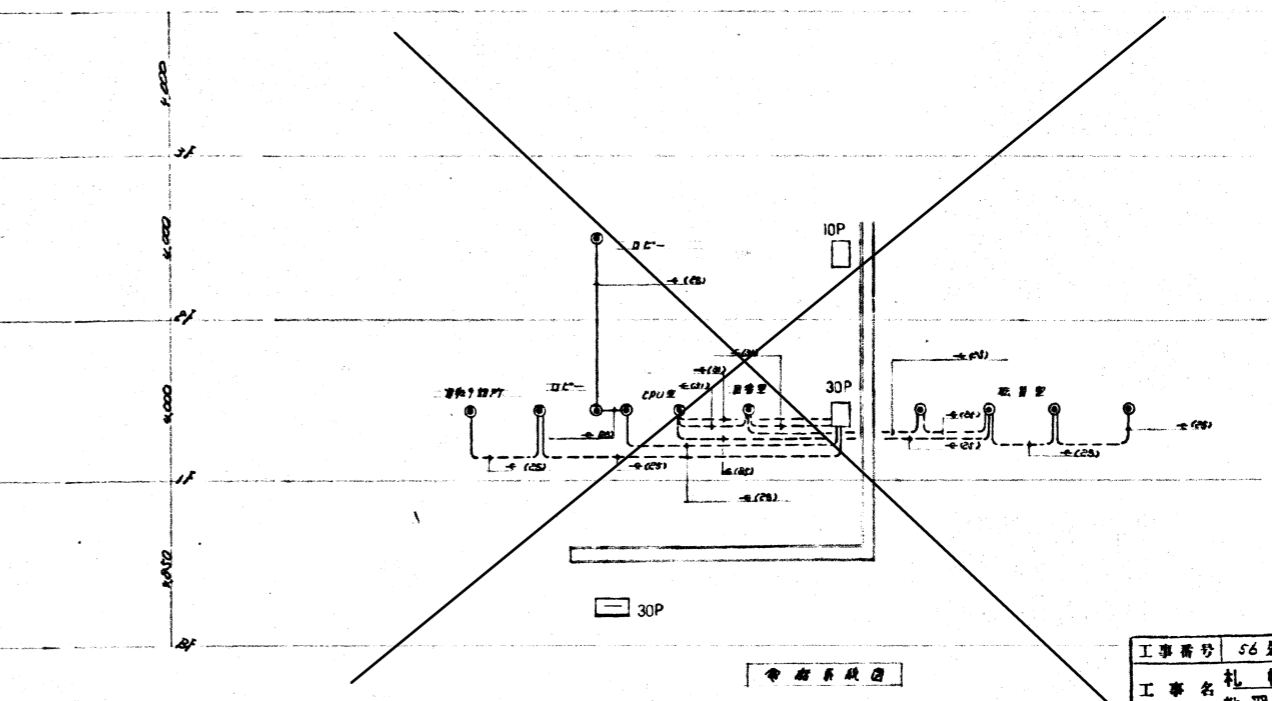
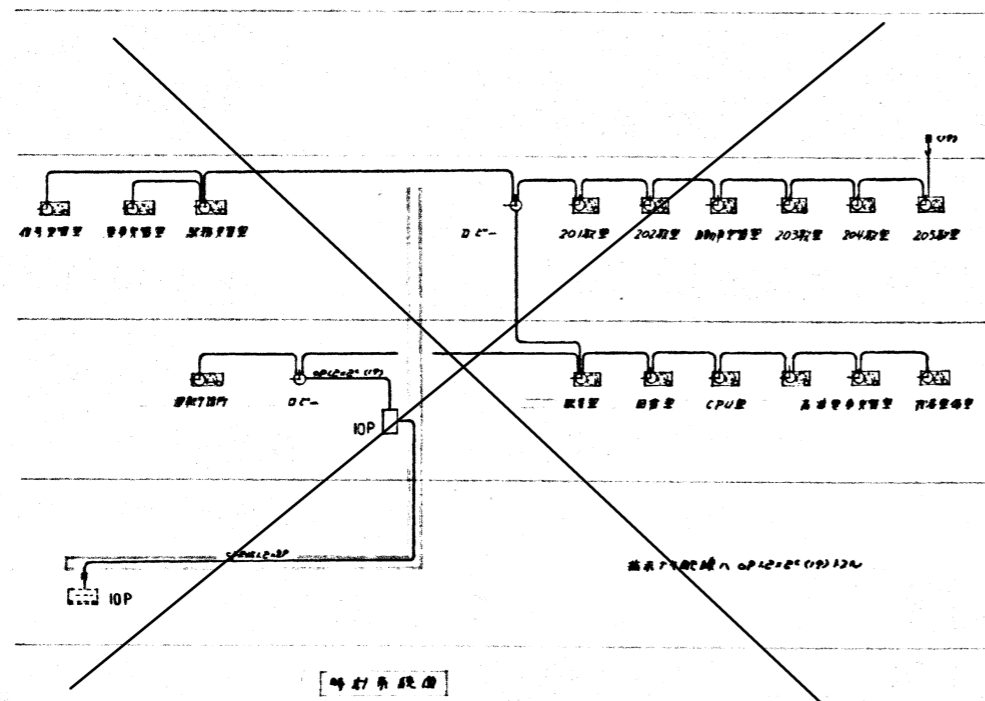
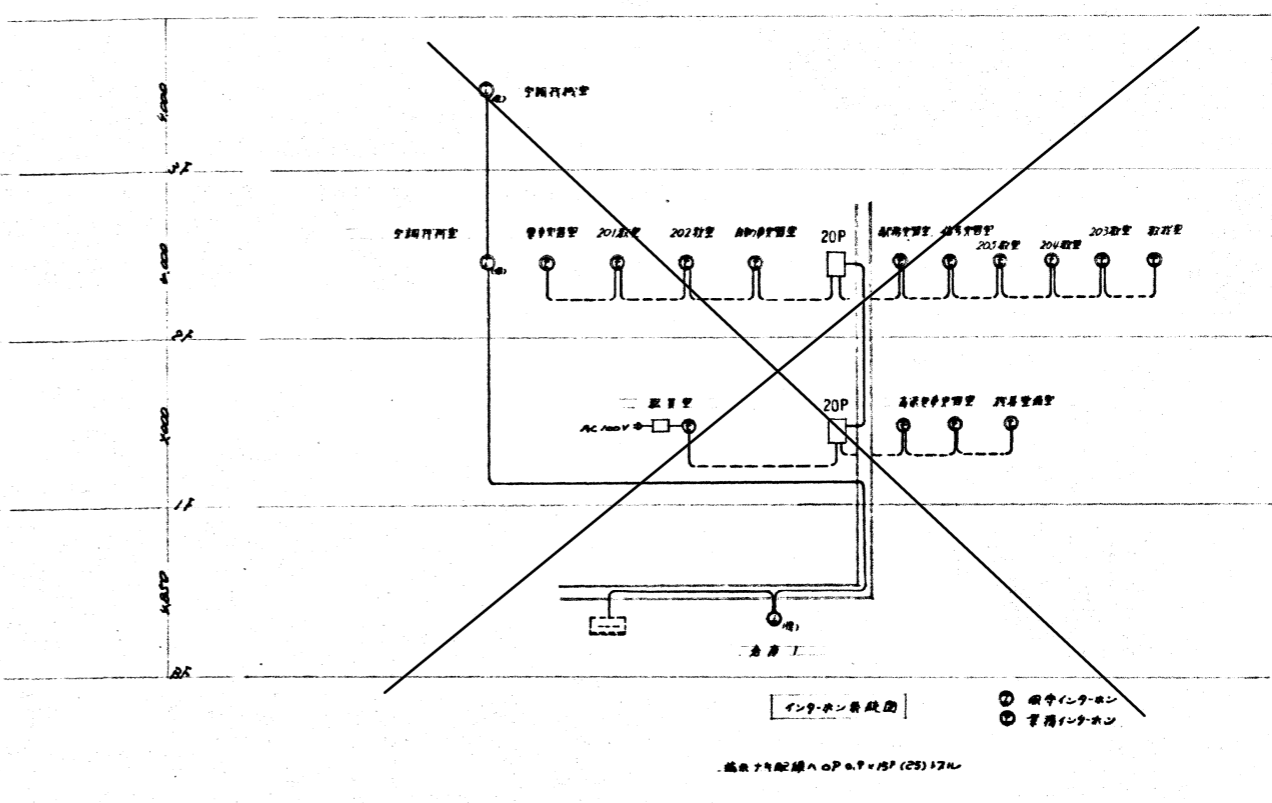
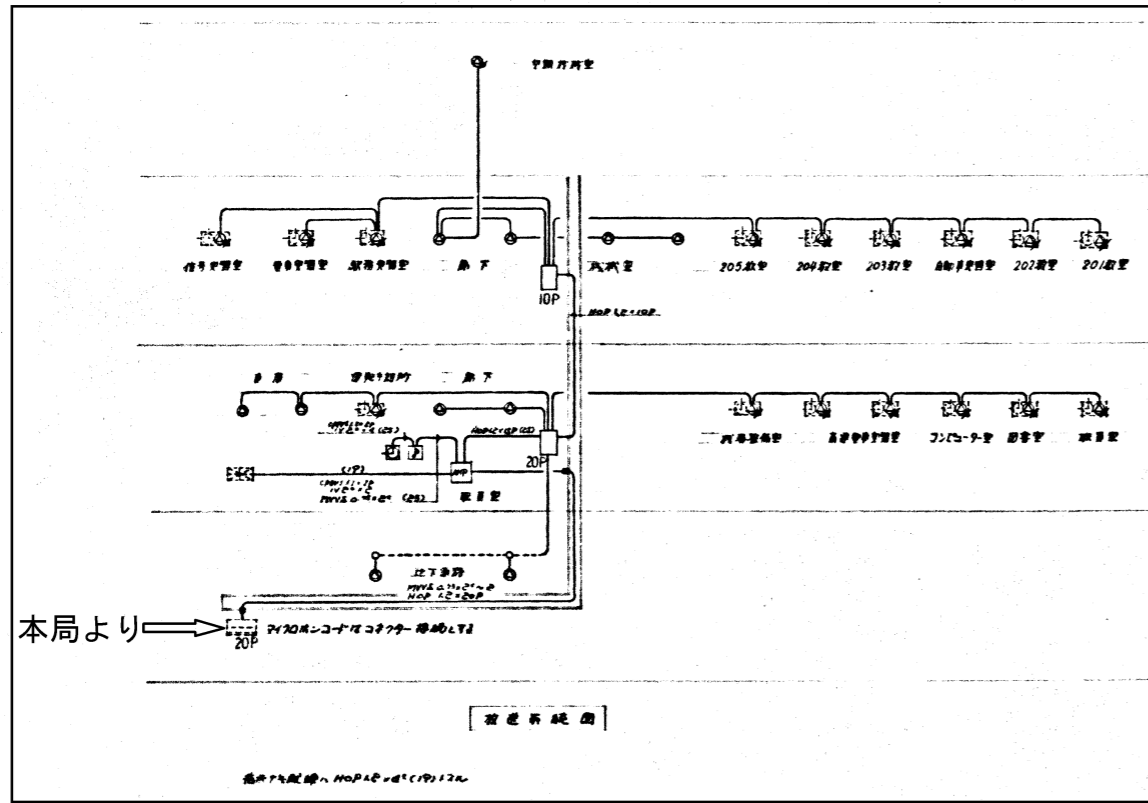
全館放送系統表

系統	区	区	種別	
1	地下1階		行	
2	1階			
3	2階			
4	3階			
5	4階			
6	5階			
7	6階			
8	7階			
9	8階			
10	エレベーター機械室			
11	屋上屋外	館		
12	予備			
13	予備			
14	地下1階		所	
15	1階			
16	2階			
17	3階			
18	車庫			
19	予備			
20	予備			

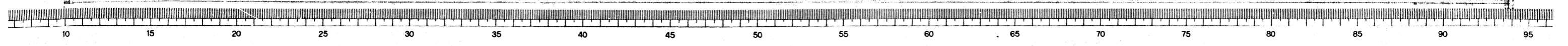
工事番号	56東施第7号
工事名	札幌市交通局庁舎電気設備工事
図面名称	放送設備ブロック図
図面番号	83第12の62
製図	昭和57年10月 日 縮尺 1/1000
立回	製図者(氏名) 監修者(氏名) 承認者(氏名)
製図	
監修	
承認	
弘電・千歳・大同・成順・共同企業体	(株)551-2731



既設再利用



工事番号	56豊徳池才8号
工事名	札幌市交通局 教習所電気設備工事
図面名称	電気設備系統図
図面番号	26葉中の15
製	昭和年月日 縮尺
主任技師	副代理人
製	作
札幌市交通株式会社 電工部	



環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局